

議案第 4 2 号

亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部改正について

亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 5 月 3 1 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部を改正する条例

亀山市石水溪キャンプ場施設条例（平成１７年亀山市条例第１２０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
別表（第１２条関係） [略] 備考 [１～５ 略] 6 バンガロー施設において冷暖房設備を利用する場合は、１棟につき、午後４時から翌日午前９時までにあつては３００円を、午前１０時から午後３時までにあつては１００円を当該利用料金に加算する。	別表（第１２条関係） [略] 備考 [１～５ 略] [備考６を加える。]
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和６年７月１日から施行する。